

公益財団法人宮崎県暴力追放センター
平成27年度事業計画書

平成27年4月1日
平成28年3月31日

第1 事業活動方針

昨年に引き続き、公益財団法人宮崎県暴力追放センター（以下「センター」という）の目的及び事業の一層の定着化を図るとともに、暴力追放のための広報啓発活動並びに暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動の活性化を図る。

第2 事業内容

1 暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業（公1）

(1) 相談・助言事業

① 常勤相談委員による面接相談及び電話相談受理活動

面接相談：毎週月～金（祝祭日を除く）9時～17時

電話相談：随時、休日および17時以降は留守番電話、メール相談も可

・暴力相談専用電話（フリーダイヤル0120-184-893）

・電子メール相談(soudan@m-botsui.or.jp)

② 弁護士等による相談活動

暴力追放相談委員（弁護士・少年指導委員・保護司）の助言・指導を得て、相談解決率の向上を図る。

③ 宮崎県民暴研究会との連携による暴力相談活動

センター・県警察・県弁護士民事介入暴力対策委員会の三者で設立した「宮崎県民暴研究会」との連携を強化して、民事・刑事両面による暴力相談活動の推進を図る。

(2) 少年保護活動事業

○ 暴力団の影響排除活動

暴力団の影響を受けている少年を把握した場合、警察・少年指導委員・暴力追放推進員等と緊密な連携を図り、関係者に対する助言・指導等の必要な措置を講ずる。

(3) 暴力団離脱更正促進事業

① 更生援助活動

- ・暴力団からの離脱希望者を把握した場合は、関係機関・団体と連携し、具体的な更生指導を含めた離脱援助活動を行う。
- ・暴力団からの離脱妨害が予想される場合は、離脱希望者の保護と妨害行

為の排除等について県警察と緊密な連携を図る。

② 社会復帰援助活動

「宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」を介して離脱者の就職指導を促進し、更生援助を行う。また、県警察に設置された社会復帰アドバイザーとの連携を図り、真に離脱希望者の意向を反映したきめ細かな活動を展開する。

(4) 被害者救済事業

① 被害者見舞金支給

暴力団等の犯罪に伴う傷害・殺人事件等の被害者に対し見舞金を支給する。

② 無利子貸付

暴力団組事務所撤去、損害賠償請求等の訴訟費用、物的被害修復費、契約解除違約金、入院治療費等の無利子貸付を実施する。

2 暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業（公2）

(1) 広報啓発事業

① 宮崎県地域安全大会「安全で安心なまちづくり県民のつどい」の共催

「安全で安心なまちづくり県民のつどい」大会を県警察・宮崎県等と共催し、県民の暴力排除意識の高揚と実効ある暴力排除活動の促進を図る。

② センター機関誌の作成活用

センター機関誌を作成配布し、センターの事業内容及び暴力団の実態と対策等の周知と暴力排除意識の高揚を図る。

③ 全国暴力追放運動推進センター発行の広報資料の配布

全国暴力追放運動推進センターより発行される広報冊子「暴力団情勢と対策」・「企業対象暴力の現状と対策」等を研修会等で配布し、暴力排除意識の高揚を図る。

④ 広報機関を活用した効果的な広報啓発活動の実施

公共交通機関等の広報媒体及び各種機関・団体の広報紙（誌）等を効果的に活用して、暴力排除意識の高揚を図る。

⑤ センターのホームページによる暴力団に関する情報の提供

ホームページでセンターの活動内容及び暴力団情勢と対応要領等を情報提供する。

⑥ F A Xによる暴力団等に関する情報の提供

賛助会員等に対してF A Xで暴力団等の手口等及び被害事例の情報を提供する。

⑦ 暴力追放のための視聴覚教材等の貸出

不当要求に対する対応要領等を紹介した暴追ビデオ・DVD等の貸出。

⑧ 暴力追放運動功労団体・功労者等の表彰

県内各地区の暴力追放運動功労団体・功労者をはじめ本年度も永年賛助会員としてセンターを支援してきた事業所等を表彰する。

(2) 民間暴力団排除団体等への支援事業

① 不当講読要求一斉拒否運動の実施

宮崎県民暴研究会と各地区設置の暴力団等追放協議会との共同事業により、反社会的勢力からの機関誌等の不当講読要求一斉拒否対策を講ずる。

② 事業所等に対する暴力団対策研修会の実施

事業所及び地域、職域団体の各種会合等の機会を利用し、暴力追放講話、暴力団対応要領、暴力団対策の研修会等を実施する。

③ 行政対象暴力対策研修会の実施

県内に勤務する公務員に対して暴力団等による不当要求行為など行政対象暴力対策研修会を実施する。

④ 暴力追放活動の支援

・ 住民による暴力追放運動への支援

暴力追放運動を展開している地域等に対して積極的な支援を行う。

また、指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏、業務の平穏が害されることを防止する。

さらに、指定暴力団事務所の付近住民等からの委託により暴力団事務所の使用差止請求訴訟の原告となり活動する。

・ 暴力追放モデル地区への支援

県下暴力団排除モデル地区に対して、広報資料・資器材等を配付して運動の定着化・活性化を図る。

・ 暴力追放ビデオ・同図書等の貸出

事業所・団体等からの要請に基づき、当センターが保有する暴力追放ビデオ・同図書・同タスキ等を貸出し、暴力排除意識の高揚を図る。

(3) 少年指導委員に対する研修事業

○ 少年指導委員との協力体制の確立

県警察と連携し、少年指導委員に対し、暴力団の現状・少年に対する暴力団の影響排除要領等について、実践的な研修を実施し、当該活動の連携と協力体制の確立を図る。

(4) 不当要求情報管理機関への援助事業

○ 「宮崎県証券警察連絡協議会」、「宮崎県銀行警察連絡協議会」等の総会並びに運営委員会に参加し、不当要求情報管理機関との連携、情報交換を密にして反社会的勢力の排除を図る。

(5) 調査・研究事業

① 民暴研究会における調査・研究活動

センター・県警察・県弁護士民事介入暴力対策委員会の三者による「宮崎県民暴研究会」を開催するとともに、九州ブロック民事介入暴力対策会議に参加して県内及び全国の暴力団情勢、民事介入暴力等の現状等を把握する。

② 他府県暴力追放センター等との連携強化

全国暴追センター会議、九州ブロック暴追センター会費に参加し、各都道府県暴力追放推進センターと積極的な情報交換を行い、事業活動の推進に反映させる。

③ 暴力団影響・暴力団離脱希望者等の実態調査活動

暴力相談活動及び一般情報の掘り下げを行い、暴力団の少年に対する加入強要・勧誘離脱妨害等の実態把握や暴力団離脱希望者の実態を把握する。

④ 暴力追放推進員の効果的運用

暴力追放推進員及び所轄警察署と緊密に連携し、地域住民に対する暴力追放の啓発活動及び要望意見等の集約・報告などを積極的に行わせ、効果的な運用を図る。

(6) 不当要求防止責任者講習等事業

① 責任者講習

暴力団対策法に基づき、宮崎県公安委員会の委託を受けて、各警察署単位で選任されている事業所の責任者に対して暴力団員による不当要求被害防止のための暴力団対策責任者講習会を計画的に実施し強化する。

- ・ 年間30回実施
- ・ 各種教材、資料の配布
- ・ 民暴弁護士による不当要求防止対策講話の実施

② 広報啓発活動

事業所における不当要求防止責任者の選任拡大のためテレビ・ラジオによる広報啓発活動を実施する。